

中小企業省力化投資補助金(一般型) 2026年度

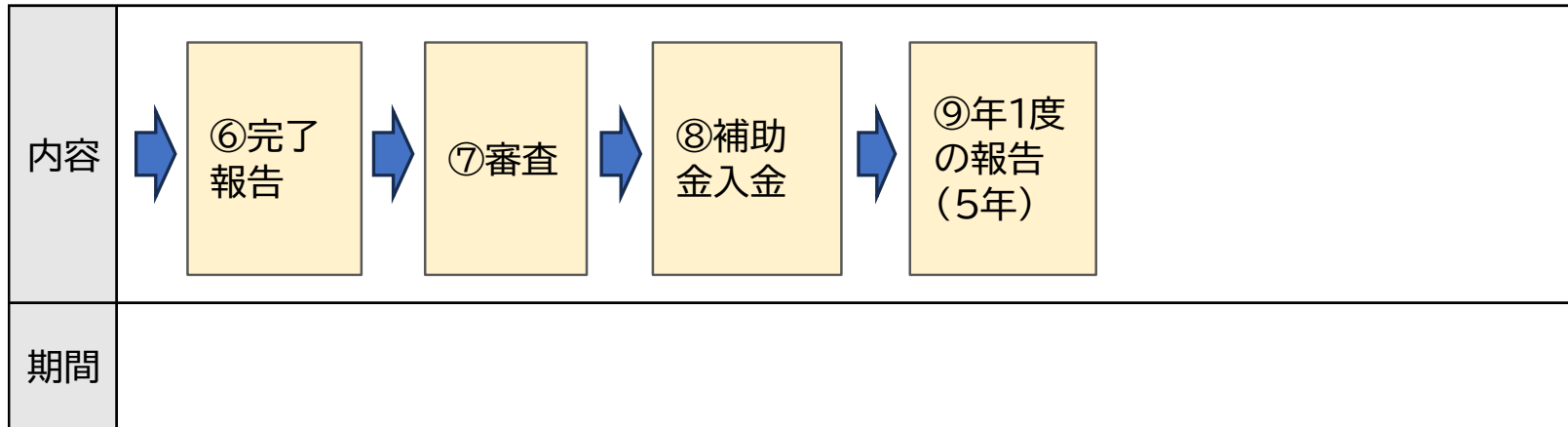
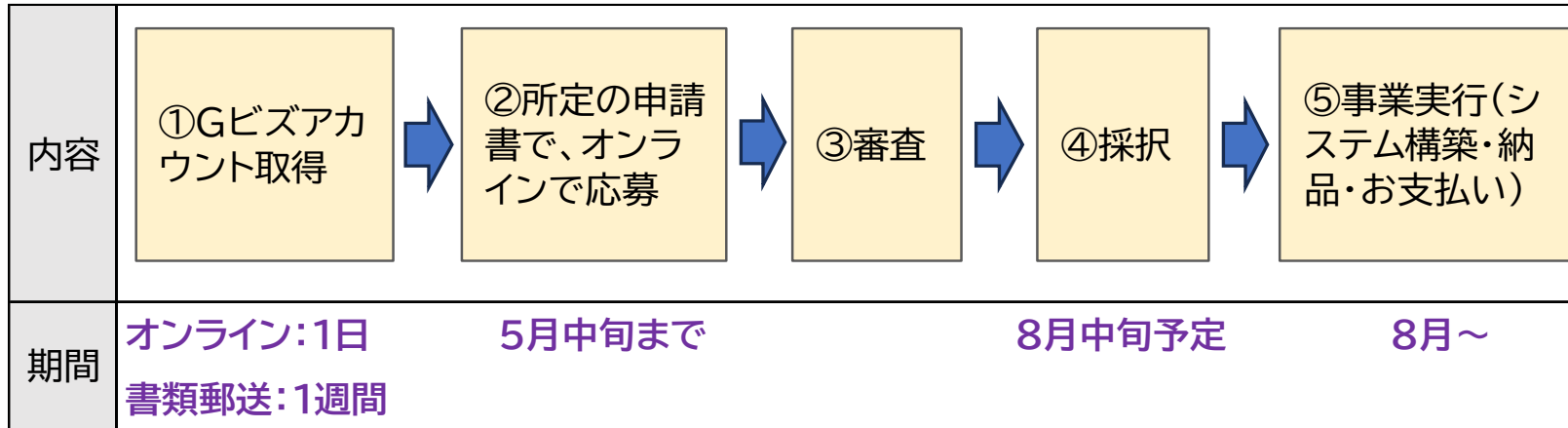
2026.3.18 株式会社システムデザインセンター

◆概要

1	<p>省力化投資補助金とは？</p> <p>売上拡大や生産性向上を推進する目的で、 中小企業・小規模事業者の「省力化投資」に対して補助金が出ます。</p> <p>システム構築も対象です。 (システム構築費、FileMakerライセンス費用が対象)</p>												
2	<p>補助率</p> <p>①小規模事業者(～20名まで) 2/3 ②中小企業(20名以上) 1/2 ③中小企業で大幅な賃上げを行う場合 2/3</p>												
3	<p>補助金額</p> <table border="1" data-bbox="546 695 1570 991"> <thead> <tr> <th colspan="2">補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員数5人以下</td> <td>750万円(1,000万円)※</td> </tr> <tr> <td>従業員数6～20人</td> <td>1,500万円(2,000万円)</td> </tr> <tr> <td>従業員数21～50人</td> <td>3,000万円(4,000万円)</td> </tr> <tr> <td>従業員数51～100人</td> <td>5,000万円(6,500万円)</td> </tr> <tr> <td>従業員数101人以上</td> <td>8,000万円(1億円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※大幅な賃上げを行う場合、()内の値に補助上限額引き上げ ※いずれも下限は50万円～</p>	補助上限額		従業員数5人以下	750万円(1,000万円)※	従業員数6～20人	1,500万円(2,000万円)	従業員数21～50人	3,000万円(4,000万円)	従業員数51～100人	5,000万円(6,500万円)	従業員数101人以上	8,000万円(1億円)
補助上限額													
従業員数5人以下	750万円(1,000万円)※												
従業員数6～20人	1,500万円(2,000万円)												
従業員数21～50人	3,000万円(4,000万円)												
従業員数51～100人	5,000万円(6,500万円)												
従業員数101人以上	8,000万円(1億円)												
4	<p>申請受付開始 2026年4月中旬(予定)</p>												
5	<p>応募締切 2026年5月中旬(予定) 17:00まで</p>												
6	<p>採択予想日 2026年8月下旬(予定) (応募から3か月程度後)</p>												
7	<p>応募の流れ 次ページをご参照ください。</p>												
8	<p>採択率 前回は約69%が採択されました。 当補助金の前身であるものづくり補助金(採択率4割程度)より高いです。</p>												

◆応募の流れ

①のアカウント取得、②の書類作成につきまして、ご希望に応じてお手伝いさせていただきます。



◆詳細（必要書類等）

1	基本要件	<p>以下の要件を全て入れた3～5年の「事業計画書」作成が必要です。</p> <p>①労働生産性の年平均成長率+4.0%以上増加 ②1人当たり給与支給総額の年平均成長率を3.5%(日本銀行が定める「物価安定の目標」+1.5%)以上増加 ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等(従業員21名以上の場合のみ)</p> <p>(返還要件) 基本要件②が未達の場合、達成率に応じて補助金を返還。 ただし、付加価値額が増加しておらず、かつ企業全体として事業計画期間の過半数が営業利益赤字の場合などや、天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合は返還免除。 基本要件③が未達の場合、「補助金額/計画年数」で補助金を返還。 ただし、付加価値額が増加しておらず、かつ企業全体として当該事業年度の営業利益赤字の場合などや天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は返還免除。</p>
2	必要書類 (その他)	<p>損益計算書(直近2期分)、履歴事項全部証明書、納税証明書(3期分)、役員名簿、1人当たり給与支給総額の確認書</p>
3	その他(補助対象外事業者について)	<p>応募日の過去3年の間に「ものづくり補助金」、「中小企業等事業再構築促進補助金」又は「中小企業新事業進出補助金」の交付決定を合計で2回以上受けた事業者は補助対象外となります。</p>